

令和3年1月29日

保護者各位

那覇市立仲井真中学校
校長 長嶺 肇
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言下における発熱や風邪症状の対応について
(お知らせ)

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本校の教育活動に対しご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、沖縄県緊急事態宣言が発令中の発熱等の風邪症状が見られる生徒につきましては、沖縄県教育委員会の通知(裏面)を受け下記の対応となりましたのでお知らせします。

つきましては、下記のことをご確認の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

発熱や風邪症状のある生徒への対応

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、病院での受診を行わず一定期間の自宅療養の後、症状が良くなったことで再登校したところ、症状がぶり返し、受診の結果、新型コロナウイルス感染症と判定されたという事例があることから、このような学校での感染リスクを防ぎ、低減させるための対応です。

1. 対象 地域の感染レベルが3の学校

2. 期間 2月1日～緊急事態宣言終了日まで

3. 対応方法

(1) 発熱や風邪症状で学校を休む場合や早退をした場合は、かかりつけ医や医療機関で受診するようにご協力をお願いします。

①受診の際は、必ず「再登校できる基準」について医師と確認して下さい。

②医師の指示により、発症から一定期間登校できない場合は、すべての期間「出席停止」となります。

(2) 医療機関へ受診しない場合は、解熱剤等の症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から72時間(3日)が経過してから登校して下さい。

(3) 「陰性証明」「治癒証明」「登校許可証」は全て不要です。保護者との口頭での確認となります。